

学芸学部心理学科

ア 設置の趣旨及び必要性

(a) 大学等を設置する理由・必要性

既設の心理学部は心理学科と臨床心理学科の2学科から編成されている。心理学科では、心理学分野に関する基礎的な知識と技術を習得したうえで、発達心理学、教育心理学、社会心理学、産業心理学の各領域を中心に学び、教育現場や企業、地域社会などで活躍する人材の養成に努めてきた。臨床心理学科では、心理学分野に関する基礎的な知識と技術を習得したうえで、臨床心理学の領域を中心に学び、心理臨床や福祉、医療などの現場で活躍する人材の養成に努めてきた。心理学には、客観的な人間理解を確立しそれに基づいて社会的な課題の解決を図るという側面と、共感的に人間を理解しそれに基づいて心理的・対人的問題に対処していくという側面があるが、心理学科では前者の側面を、臨床心理学科では後者の側面を重視した教育をおこなってきたといえる。

グローバル化、少子高齢化、環境問題など様々な社会的・経済的問題に直面する現代社会において、各種の課題解決のために高度の心理学的知識・技術を身につけた人材が必要とされる場面は一層増加している。しかしながら、複雑化かつ多様化するこれらの課題に対応していくためには、上述した心理学の二つの側面のいずれか一方についての高度な能力だけではなく、両方にわたる総合的な資質を身につけておくことが必要となってきている。たとえば、教育現場や企業での活動において職場のストレスや対人関係上の問題に対処できる臨床心理学的技術を併せ持つ人材、あるいは心理臨床の現場において組織運営や集団行動についての客観的な心理学的知識を活用できる人材などである。このような社会的要請に応えるために、広範かつ総合的な心理学教育を実現していく必要がある。

また、上述のような心理学に対する社会的要請に応えるためには、これまで以上に実践力を重視していく必要がある。その際、社会的課題に直接触れ、その解決に心理学を活用するという体験を積み重ねることが極めて有効である。そこで、様々な形で社会的課題との接点を持ち、それらの課題解決を担う人材養成をおこなっている国文学科、国際英語学科、ライフプランニング学科、被服学科という学芸学部諸学科との連携を強化するため、新たに心理学科を学芸学部を設置することとした。これらの学科と連携することにより、同一学部内での他学科科目履修制度や副専攻制度の活用などを通じて、言語表現、言語教育、国際交流、生活設計、家庭経営、食文化、被服、化粧、デザインなど多様な領域において、実際の課題解決に向けた心理学活用のための学びを実現させることが可能となる。

以上の趣旨及び必要性から、既設の心理学科及び臨床心理学科を心理学科に統合し、学芸学部を設置することとした。消費行動や流行現象など、社会のなかで生きる心理学を身につけた人材の育成を目的とした総合心理コース、人の気持ちを理解し、悩みや問題を抱えた人を援助できる人材の育成を目的とした臨床心理コースの2つのコースから構成される。臨床心理コースにおいては、精神保健福祉士の受験資格を取得することにより、福祉領域で対人援助がおこなえる人材の育成をめざす。

(b) どのような人材を養成するのか、また学生にどのような能力を修得させるのか（教育研究上の目的）

本学は、広く一般学科に関する知識を授けると共に、深く専門の学術技芸を教授研究して知性を磨き女性としての豊かな情操と高き品性を養成するをもって教育研究上の目的とする。

この目的のもとに学芸学部心理学科では、人間の行動とその背景にある心の働きについての客観的理解と他者に対する共感的理解を併せ持ち、心理学の知見や方法論、技術を活かして臨床に関わる業務、教育および福祉に関わる業務、企業を含めた組織での業務など社会の中の課題解決に貢献できる人材を育成する。

そのために、以下の能力を学生に習得させるものとする。

①人間の行動とその背景にある心の働きについての心理学的知識を身につけるとともに、そのような知

識を生み出すための心理学的的方法論・技術を自ら展開することのできる能力。

②個々の人間が持つ個性や価値観を理解するとともに、臨床心理学的知識と技術を踏まえて他者に接することのできる能力。

③①と②を併せ持ったうえで、それらを発展させて社会の中での課題解決に貢献することができる能力。

具体的には、人間の行動の仕組みについての心理学的理解や方法論を活用して教育現場や企業、地域社会などで課題解決を行なう能力、あるいは心理的問題についての臨床心理学的知識と技術を活用して心理臨床や福祉、医療などの現場で支援をおこなう能力。

(c)組織として研究対象とする中心的な学問分野

客観的な人間理解と共感的な人間理解という心理学の二つの側面を総合した教育研究をおこなうために、心理学科では発達心理学領域、認知心理学領域、教育心理学領域、社会心理学領域、産業心理学領域、そして臨床心理学領域を中心的な学問分野とする。

イ 学科の特色

(a)設置しようとする学科がどのような機能を重点的に担い、特色としていく計画であるのか

心理学科では、人間の心理や行動を理解するための心理学の学びを通して、心の成り立ちや働き、発達、対人関係、心の悩みと援助などについての高度な知識と技能を修得し、社会の幅広い分野で活用できる能力を身につけた、教育、福祉、医療、産業などの領域で活躍できる女性の育成を目的としている。

このことから、心理学科としては、中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」の提言する「高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化」を踏まえれば、「幅広い職業人養成」および「総合的教養教育」の機能を重点的に担うことをもって特色とする。

ウ 学科の名称及び学位の名称

(a)当該名称とする理由および学位に付記する専攻分野の名称について

今回の学芸学部心理学科の設置にあたっては、既設の心理学部心理学科及び臨床心理学科を統合し、両学科において成されてきた教育内容を統合・再編成しさらに充実させることをめざすものである。学科名称については包括的な意味合いで「心理学科」、学位に付記する専攻分野の名称は「心理学」とする。

(b)学部学科等及び学位の英訳名称

学芸学部	「Faculty of Liberal Arts」
心理学科	「Department of Psychology」
学位	「Bachelor of Psychology」

エ 教育課程の編成の考え方及び特色

(a)教育課程の編成が体系的になっているか

(b)科目区分の設定及びその理由、各科目区分の科目構成とその理由、ア及びイに示された趣旨等を実現するための科目対応関係、必修科目・選択科目・自由科目の構成とその理由、履修順序(配当年次)の考え方等について

心理学科では、その教育目標を達成するため、教育課程を「学士課程基幹教育科目」と「学科専攻科目」とに区分している。

「学士課程基幹教育科目」は、4年間の学士課程の中で、基礎的なスキルを修得し、幅広い学びを通して学ぶことの意義を知り、広い視野と判断力そして生涯学び続ける姿勢を身につけることを目的とした科目群である。1年次には大学で学ぶためのアカデミックスキルズを身につけるための科目を必修として配置し、1年次、2年次を通してコミュニケーション(外国語)と情報リテラシーを学ぶ科目を段階的かつ

体系的に配置している。また専門領域外のさまざまな分野の問題に興味関心を持ち、取り組むことで、幅広い視野から物事を捉え、確かな判断ができる能力を身につけることをめざし、本学の教育のミッションに沿った5つの主題（テーマ）ごとに科目群を設定し、これを1年次から4年次までかけて学修する。また自身の興味・関心・価値観・スキル・能力・技能等を自ら探索し、自己を理解することに始まり、他者と適切に関わることや人間の多様性を受容すること、社会情勢や労働市場などの雇用状況を理解・把握することなど、グローバルな視点で自らのキャリア選択を考えるのに必要なスキルを高めるためのキャリア系科目を2年次より段階的かつ体系的な学修が可能となるよう配置し、全学生に要履修科目とする。

一方の「学科専攻科目」は、「学部共通専門科目」「学科基礎科目」「学科基礎実習」「学科基幹科目」「学科発展科目」及び「精神保健福祉士に関する科目」から構成されている。「学部共通専門科目」によって学芸学部での学びについて理解したうえで、1年次に配当される「学科基礎科目」によって心理学の各領域に共通する知識・技能、また心理学と社会のつながりについて学修する。また「学科基礎実習」では1年次2年次にわたり、心理学のさまざまな方法論を少人数の実習形式の学びを通して習得する。以上の「学部共通専門科目」「学科基礎科目」及び「学科基礎実習」はすべて必修科目である。2年次に配当される「学科基幹科目」は、心理学の各領域に関する基礎知識・技能を体系的に学修することができるよう、また各学生の領域に対する嗜好性に応じて選択できるよう、選択必修とする。3年次以降配当の「学科発展科目」は、心理学の各領域に関するより応用的な知識・技能をコース（総合心理コース・臨床心理コース）の特色に応じて体系的に学修することが可能となるよう配置されており、各コースに応じた選択必修の枠を設ける。

また、いずれのコースにおいても1年次より段階的かつ体系的に配置された「精神保健福祉士に関する科目」を履修することにより、国家資格である精神保健福祉士の受験資格が得られる。

以上の学びを総合する意味で「演習Ⅰ」から「演習Ⅳ」のいわゆるゼミを3年次4年次を**通して**必修とし、これも必修となる卒業論文の作成につなげる。

(c) 教養教育の実施方針、教育課程編成上の具体的工夫など

本学では教養教育を「学士課程基幹教育科目」として位置づけ、以下に示す4つの課題に主体的に取り組み、学士課程で身につけるべき資質・技能を修得できるように科目を配置する。このうち①には「樟蔭基幹科目」、②には「スキル系科目」、④には「キャリア系科目」を配置する。

課題 ①大学で学ぶことの意義を考え、豊かな情操を育むこと

②大学での学びの技術や外国語のスキル、情報リテラシーを身につけること

③専門領域外のさまざまな分野の問題に興味関心を持ち、取り組むことで、幅広い視野から物事を捉え、確かな判断ができる能力を身につけること

④自らのキャリア選択に能動的・自主的・肯定的に取り組み、キャリアを選択・決定できるようになること

【5つのテーマ別科目群】

①生活者・消費者として生きる

②女性のライフステージを考える

③心の仕組みを知り他者に配慮できるようになる

④言語力と表現力を身につける

⑤歴史と文化を学び“現代”を考える

①においては「日常生活について様々な側面から学ぶことで、専攻・関心の違いを超えて、自立した生活者となる基礎的知識、判断力の獲得を目指す」ため、「現代社会と生活者の視点」、「日常生活と法」、「日常生活と科学」や「グローバル化する社会」等を配置して、現代社会を「法学」、「科学」や「社会学」など多方面から分析する能力を育成する。また②においては「女性が「出産前」「子育て期」「子育て後」を

通して、健やかで心豊かに生きていくための総合的知識を学び、3つのライフステージについて考える」ために、「女性のライフサイクルと健康」、「ジェンダーを考える」や「子育てを考える」等を開講する。③においては「心の仕組みを知ることにより、現代社会における複雑な人間関係のあり方を理解し、他者に対して適切に行動するための基盤とする」ために、「心のしくみ」、「対人関係の心理学」や「ストレスとつき合う」等を配置して人間理解を深め、他者の立場に立って考えることのできる力を養う。④においては「言語についての基礎的知識と実践的な表現力を身につけることで、他者の意見を適切に理解し、自分の考えを効果的に伝えることができるようにする」ため、「言語とコミュニケーション」、「日本語表現基礎」や「応用日本語表現」等を開設する。さらに⑤においては「今、ここ、私（女性）を出発点として、自分を取り巻く現代社会における様々な構成要素への理解を深め、心豊かで創造的な生活を送る基盤とする」ために、「日本の歴史」、「世界の歴史」、「国際社会と平和」や「歴史の中の女性」等を配置する。また「統合的学習経験」に配置した「総合ゼミナール」においては、学部・学科の枠にとらわれずに学士課程基幹教育科目等で学んだ項目から学生が興味を持った事柄に対して教員が指導を行い、学生の知的好奇心や学びの広がりには答えられるようにする。

オ 教員組織の編成の考え方および特色

(a) どのような考え方にに基づき教員配置を行っているか

(b) アで説明した学部等の研究対象学問分野、エで説明した教育課程における中核的な科目や必修の理論科目等に関して、適切な教員配置を計画しているか

(c) 教員の年齢構成について

心理学の学びを通じて、心の成り立ちや働き、発達、対人関係、心の悩みと援助などについての高度な知識と技能を修得し、社会の幅広い分野で活用できる能力を身につけた人材の養成を目的としていることから、専任教員の配置計画については、発達心理学領域、認知心理学領域、教育心理学領域、社会心理学領域、産業心理学領域、および、臨床心理学領域を中心とした配置を計画している。

具体的には、既設の心理学部心理学科より4名、臨床心理学科より7名を移行した11名で構成している。心理当該専門分野における博士号等（博士4名、修士6人名、学士1名）の学位や十分な研究業績と大学での教育実績を有した専任教員および、実践現場での実務経験を有した専任教員となっている。

基礎心理の「実験心理学」、「発達心理学」、「応用心理学」の研究分野および「臨床心理学」の分野に上記の教員を配置し、各教員が専門とする分野について研究を行うとともに、卒業必修科目である卒業論文の指導を行う。

教員の年齢構成は、「別記様式3号（その3）」のとおりである。

教員の定年については大阪樟蔭女子大学教員定年規程（資料1）で示すとおり、満65歳である。

カ 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

(a) 教育方法

(1) 教育方法と受講人数の制限

教育方法については、科目の内容と目的及び教育効果を考慮して、それぞれに講義形式、演習形式、実習形式の授業方法をとる。なおオムニバス形式を採用している科目においては、担当教員の綿密な打ち合わせを実施し、授業内容の最適化を図る。

学士課程基幹教育科目においては、学びの効率化をめざして受講人数の制限を設ける。たとえば「アカデミック・スキルズA、B」については、その学びを立体的にすることを意図し学科横断型の編成とした上で受講人数を20名とする。コミュニケーション（外国語）と情報リテラシーを学ぶ科目においては、実習形式の授業とし、受講人数を20名とする。その他の講義形式となる学士課程基幹教育科目においては、その受講人数に80名の上限を設ける。

専攻科目においても、講義科目については 80 名、実習・演習科目については 40 名を受講人数の上限とし、「演習Ⅰ」から「演習Ⅳ」のいわゆるゼミについては、受講人数の上限を 10 名とする。

(2) 成績評価基準及び到達目標の明示と自己評価システム

大学の社会的な責任と学生の卒業時における質の確保を図るために、学生に対してあらかじめ各授業科目の成績評価基準や成績評価方法、到達目標を明示する。到達目標については、箇条書きにして提示し、学生が学修を終えた段階での到達度について自己評価を求める。これを Web 上に構築された個人ページに蓄積することにより、学生の学びの可視化や振り返りにつなげる。

(b) 履修指導方法

(1) 履修ガイダンスの実施

履修指導担当教員であるアドバイザーを配置することにより、個別の履修指導・相談を行うとともに、教務委員、学科長により履修ガイダンスを学期毎に実施する。この体制により入学から卒業まで継続的な履修指導を行うことが可能となる。

(2) 履修モデルの提示

4 年間の学習計画に基づく体系的な学修、科目履修が可能となるよう、また学科がミッションとしてめざす養成すべき人材について明確にするため、履修モデルとして（資料 2）のようなモデルを学生に提示する。

(3) シラバスの充実

学生の主体的な学修の促進や、厳格な成績評価の実施、授業科目間の連絡調整などの観点から各授業科目の詳細で具体的な到達目標や授業計画、授業方法、準備学修、事後学修などを盛り込んだシラバスを作成し、Web 上で学生に提示する。

(4) 原級留置制度及び履修制限

2 年次修了までの取得単位数により進級を見合わせる原級留置制度や 2 年次修了までの単位取得科目に基づくゼミ（「演習Ⅰ」「演習Ⅱ」）の履修に対する制限を導入することにより、カリキュラムの階梯性を明確にしつつ、適正なレディネスに基づいた学修がなされるよう履修指導を行う。

(c) 卒業要件

心理学科における卒業要件は、「学士課程基幹教育科目」については、必修 13 科目 14 単位を含む 32 単位以上、「専攻科目」については、「学部共通専門科目」必修 1 科目 2 単位、「学科基礎科目」必 5 科目 10 単位、「学科基礎実習」必修 4 科目 4 単位、「学科基幹科目」21 科目より選択必修 17 単位、「学科発展科目」各コースの内容に応じて割り当てられた 22 科目（共通 2 科目、総合心理コース 10 科目、臨床心理コース 10 科目）より選択必修 9 単位、「演習Ⅰ」から「演習Ⅳ」（各 1 単位）および卒業論文（4 単位）の必修 8 単位を含む 62 単位以上、総計で 124 単位以上とする。

「学士課程基幹科目」においては基礎スキル科目である「アカデミック・スキルズ A、B」、コミュニケーション（外国語）科目である「Communicative English A、B、C、D」「Comprehensive English A、B、C、D」、情報リテラシー科目である「情報と人間」、「情報処理基礎 A、B」を必修とし、確実なスキルの定着をめざす。またキャリア系科目である「キャリア設計」、「キャリア開発」を要履修科目とし、学生が心理学科で学んだ内容を社会の中の仕事やそれへの意志につなげる。

「専攻科目」においては、「学部共通専門科目」、「学科基礎科目」、「学科基礎実習」は、開講科目全てが必修科目であり、心理学の各領域に共通する知識・技能・方法論、また心理学と社会のつながりについてすべての学生に確実に定着させる。そのうえで、「学科基幹科目」、「学科発展科目」については選択必修として各学生の領域に対する嗜好性に対応する。いわゆるゼミと卒業論文は必修とすることで、心理学の学びを主体的かつ論理的にまとめ上げ、論文や口頭発表の形式でプレゼンテーションできるところまで到達

することを必須とする。

(d)履修科目数の上限設定、他大学における授業科目の履修等について

本学履修規程第 10 条に「学則第 6 条の 5 に定める履修科目として登録ができる単位数の上限設定については、全科目を対象とし、各年次において学期別に履修登録できる単位数は、次の通りとする。ただし、集中講義として学期外に配当される科目、学外実習の科目の単位については含めない。」と定めており、上限単位数を以下の表に示す。

年次	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
	春期	秋期	春期	秋期	春期	秋期	春期	秋期
上限単位数	24	24	24	24	24	24	24	24

*通年科目の取り扱いについては、その単位を 1/2 にして春期・秋期それぞれの登録単位数として計算する。

前年度の修得単位数が 40 単位以上修得、かつ前年度の GPA 値が 3.0 以上であれば、上記で説明した上限単位数に 6 単位追加する。

他大学等における履修については、本学学則第 6 条の 4 に以下のとおり定める。

「第 6 条の 4 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、30 単位を超えない範囲で、別に定めるところにより本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。」

キ 施設、整備等の整備計画

(a)校地、運動上の整備計画

学芸学部心理学科を設置する小阪キャンパスは、東大阪市に位置し、現在、校地面積 28,610 m²を有しており、学生の休息その他の利用のための適当な空地を含む十分な校地面積が確保されており、大学教育に相応しい環境を整えている。

運動場は、小阪キャンパス内に 4,187 m²の面積を確保しており、テニスコートの機能を備えているとともに、学生の課外活動にも利用している。

(b)校舎等の整備計画

学芸学部心理学科の設置を計画している小阪キャンパスでは、現在、13 棟の校舎等施設を有しており、校舎等施設の整備計画については、既存の校舎等施設を有効的に利用することとしているが、新たな校舎等施設 2 棟の建設を行っており、教育研究環境のさらなる充実を図ることとしている。その総面積は約 43,000 m²で、学部教育に必要となる主要な教室等の内訳としては、講義室 40 室、演習室 36 室、実験・実習室 48 室、情報処理室 6 室の他、教員研究室 11 室、講師室、図書館、学長室、会議室、事務室、保健室、学生自習室、学生食堂などを整備している。

心理学科の設置計画においては、これらを有効的に転共用することとしているが、教育研究上の理念・目的や人材育成の目的を達成するための施設と設備が必要となることから、心理学科の教育研究に必要な専用の教室等として、実験実習室 9 室（「箱庭室および準備室」1 室、「防音室」2 室、「検査実験室」6 室）を既存の教室等の一部改修することにより、整備することとしている。

学芸学部心理学科の設置に伴う教員の研究室の整備計画については、教員組織として計画している専任教員数 11 名（教授 6 名、准教授 5 名）に対して、1 室あたり約 30 m²の専任教員研究室 11 室を設けている。

(c)図書等の資料及び図書館の整備計画

学芸学部心理学科の設置を計画している小阪キャンパスの図書館では、図書等の資料について、現在、

図書 320,477 冊を所蔵しているとともに、学術雑誌、電子ジャーナル、ビデオや DVD などの視聴覚資料等の整備がなされており、これらを有効的に利用することとしている。

心理学科の設置計画に伴う図書等の整備計画としては、現在の関屋キャンパス図書館所蔵図書と合わせて、専門図書 7,434 冊（うち外国図書 2,050 冊）を小阪キャンパス図書館において有効的に活用する。

図書館の機能としては、小阪キャンパスの収容定員（2,680 人）の約 11%にあたる 286 席の閲覧座席数を整備するとともに、サービスカウンター、レファレンスカウンター、グループ学習室、視聴覚コーナー、ブラウジングコーナー、探索用パソコン 12 台、コピー機 1 台を整備しているとともに、図書館システムが稼働している。

国立情報研究所目録所在情報サービス（NACSIS-CAT）を利用して作成された図書資料目録データは、OPAC によるオンライン検索とともに、学内 LAN を経由して各研究室、さらには学外や自宅からもアクセスが可能となっている。

ク 入学者選抜の概要

人の行動とそのもとにある心の働きに関する専門知識と技能を身につけ、人と社会に関わる総合的な能力を備えた人材の育成を目的とし、次のようなアドミッションポリシーを掲げて学生を募集し、選抜を行う。

- ・人間を科学的・客観的に見つめる心理学の基礎を身につけ、人間の行動について理解したいと考える者
- ・個人や集団の行動の背後にある法則性に注目し、これを広く社会や企業で活かしたいと考える者
- ・心理学の知識と技能を用いて、自分自身や対人関係の問題に対処する力を身につけたいと考える者
- ・心の問題や心のケアに関心があり、カウンセリング技術を身につけ、人の役に立ちたいと考える者
- ・心の専門家である臨床心理士をめざす者
- ・精神保健福祉士や産業カウンセラー、キャリアカウンセラーなどの対人援助職をめざす者

選抜方法としては、オープンキャンパス体験型、授業体験型、自己アピール型の 3 種類の選抜体制を設けた A0 入試、指定校・協定校・併設の高等学校等を中心とした推薦入試、大学入試センター試験利用型を含む一般入試を行う。

ケ 資格取得を目的とする場合

(a) 取得可能な資格等について

	資格			備考
1	精神保健福祉士（PSW）	国家資格	受験資格取得	卒業要件単位に含まれる科目の履修のみで取得可能だが、資格取得が卒業の必須条件ではない。
2	認定心理士	民間資格	資格取得	卒業要件単位に含まれる科目の履修のみで取得可能だが、資格取得が卒業の必須条件ではない。
3	産業カウンセラー	民間資格	受験資格取得	卒業要件単位に含まれる科目の履修のみで取得可能だが、資格取得が卒業の必須条件ではない。

コ 実習の具体的計画

(a) 実習先の確保の状況

精神保健福祉士（PSW）取得のための実習施設の確保については、精神保健福祉援助並びに障害者等の相談援助に係る専門的知識と技術について具体的かつ实际的に理解し実践的な技術等を体得することができるよう配慮するとともに、本学から交通が便利な地域の施設を中心として確保することにより、学生や教員の負担軽減を図ることとしている。

「精神保健福祉援助技術実習Ⅰ」、「精神保健福祉援助技術実習Ⅱ」の実習先は下表の通り「精神科病院等の病院」、「精神科診療所」、「地域の相談援助障害福祉サービス事業所」であり、履修学生数に対して十分な施設数を確保している。

施設等の名及び種別	氏名(法人にあつては名称)	所在地	受入れ人数
精神科病院	財団法人信貴山病院分院 上野病院	伊賀市四十九町2888	5名
精神科病院	特定医療法人大阪精神医学研究所 新阿武山病院	高槻市奈佐原4丁目10番1号	1名
精神科病院	医療法人丹比荘 丹比荘病院	羽曳野市野164-1	2名
精神科病院	医療法人睦会 新いずみ病院	和泉市唐国町4-15-48	2名
精神科病院	医療法人聖志会 渡辺病院	岸和田市土生町77番地	1名
精神科病院	医療法人田村会員塚中央病院	貝塚市橋本1000番地	15名
精神科病院	医療法人清楓会 楓こころのホスピタル	泉佐野市中庄1025番地	10名
精神科病院	財団法人信貴山病院 ハートランドしぎさん	生駒郡三郷町勢野北4-13-1	2名
精神科診療所	よこうちクリニック	河内長野市菊水町2-33	1名(1回)
診療所(精神科)	医療法人社団ウエノ診療所	京都市左京区田中上柳町2-1	1名
生活介護・就労継続支援B型事業	社会福祉法人みとい福祉会 多機能型障害福祉サービス事業所 みとい製作所	豊中市末広町3-15-15	5名
就労継続支援B型施設	特定非営利活動法人障害者の福祉を進める会 みなど ワークみなど	大阪市港区夕風2-6-3	1名
就労継続支援B型施設	社会福祉法人ゆう JDファクトリー	東大阪市長堂3-22-22	1名
就労継続支援B型施設	NPO法人はっぴい21福祉会 はっぴいプラザ	東大阪市吉田8-6-64	3名
就労継続支援B型施設	社会福祉法人飛笑 まつしの	藤井寺市西古室2-195-4	2名
総合就労支援福祉施設	社会福祉法人ヒューマンライツ福祉協会地域生活支援センター サワサワ	大阪市西成区北津守3-6-4	2名
地域活動支援センター	社会福祉法人 四季の里障害者相談支援センター HANA	四日市市川島町1026-1	5名
地域活動支援センター	社会福祉法人ふれあい共生会地域活動支援センター もくれん	大阪市東住吉区矢田6-8-7	1名
地域活動支援センター	社会福祉法人飛笑 障害者地域生活支援センター わっと	藤井寺市岡2-12-6	3名
地域活動支援センター	社会福祉法人寧楽ゆいの会 地域活動支援センター 歩っと	奈良市三条町512-3 カーサフクムラ2-2	1名
就労継続支援事業所	社会福祉法人三松会 総合福祉センター 指定就労継続支援事業所 埴生の里	羽曳野市野66-2	3名
精神科病院	特定医療法人 旭会 和歌浦病院	和歌山市和歌浦東3-2-38	2名
地域活動支援センター	紀南障害者地域生活支援センター	田辺市たきない町22-13	3名
精神科病院	紀南こころの医療センター	田辺市たきない町25-1	1名

※実習受入承諾書の写しは(資料3)の通り

(b) 実習先との契約内容

実習の依頼については、実習施設の環境や業務内容、受入体制などを確認したうえで、事前に実習施設の部門責任者に実習内容の要望、期間、人数などを伝えて、実習受入れの了解を得た後に、実習施設長に文書をもって正式な実習の依頼と契約を行うこととしている。

また、実習生の受入に際しては、個人情報保護や事故防止に関する取り決めを行うこととしており、特に、事故防止については、事故防止策や事故発生時の対処方法などについて取り決めるとともに、事故が発生した場合の緊急連携体制について、明確に定めることとしている。

(c) 実習水準の確保の方法

臨地実習の教育目標は、実習を通して精神障害者のおかれている現状を理解し、その生活実態や生活上の課題について把握すること、および精神保健福祉援助並びに障害者等の相談援助に係る専門的知識と技術について具体的かつ实际的に理解し実践的な技術等を体得することであり、この臨地実習の教育目標の

達成に資するよう、各教育内容の目標に則した実習内容とすることで、実習水準の確保を図ることとしている。

また、臨地実習においては、実習担当教員による実習施設の管理責任者及び実習指導者と実習内容等について十分協議のうえ、臨地実習を実施することとし、その教育効果をあげるために、原則として、個別実習とするとともに、学内において十分に事前指導及び事後指導を行う体制を整えることにより、実習水準の確保を目指すこととしている。

一方、実習先の実習指導者については、精神保健福祉士の資格を有し、かつ十分な実務経験を有するとともに、法令で規定された精神保健福祉士実習指導者の資格を有する者としているが、実習教育の水準の確保を図ることから、実習施設の実習指導者と実習担当教員とによる臨地実習における実習内容や実習方法の改善を図るための組織的な取組みを行うこととする。

具体的には、年度当初において、実習施設の実習指導者と実習担当教員による実習指導者連絡会を開催し、本学の教育研究上の目的、人材養成の目的、教育課程編成の考え方、臨地実習における到達目標などについての共通理解を図るとともに、定期的な研修会等の開催による臨地実習の総括や問題点の抽出、課題の検討を行うことにより、指導力の向上に努めることとする。

(d) 実習先との連携体制

臨地実習の実施においては、本学と実習施設との信頼関係が不可欠であり、臨地実習における教育効果は、相互の信頼関係が深いほど高いものとなることが期待されることから、実習施設に対して学生の受入れを依頼するにあたり、次の点について十分な配慮のもとに、緊密な連携体制をとっている。

- (1) 実習の日程や人員、内容などについて、事前に連絡し、実習施設の実習指導者の理解を得たうえで、施設長に対し正式な依頼文書を提出する。
- (2) 学生に対する十分な事前指導を行うとともに、前年度の実習時において要望が出された事項については必ず対応する。
- (3) 実習期間中は、実習指導者と日程を調整して施設を訪問し、実習の実施状況を確認するとともに、意見交換や必要な調整を行う。
- (4) 実習終了後は、学長名による施設長に対する礼状の他、実習指導者をはじめとする関係者に対して学生から礼状を出させる。
- (5) 実習担当教員と実習指導者による連絡会や研修会等を開催することにより、実習体制や実習内容の整備に向けての意見交換などを行う。

(e) 実習前の準備状況（感染予防対策・保険等の加入状況）

(1) 感染予防対策

実習生及び実習受入先における感染予防対策として、臨地実習の開始前に、学生に対する感染予防に関する基本的な知識を教授するとともに、感染症に関する検査を実施している。

(2) 保険等の加入状況

実習生が実習中又は実習先への往復途上に被った不慮の災害事故の補償と第三者に怪我を負わせた場合や第三者の所有物を破損した場合の補償などに備えて、学生教育研究災害障害保険及び実習賠償責任保険に加入させている。

(f) 事前・事後における指導計画

臨地実習では、実践の場での「課題発見、問題解決」と「専門的知識と技術の統合」を重視することから、実習の前に関連科目の履修を終えるとともに、事前準備に十分な時間をかけて、実習の目的や目標、実習施設の概略を学生に周知・動機付け、知識の整理、研究課題の検討などを行うこととしている。

また、実習終了後においても、それぞれの実習施設における実習内容、研究課題の報告、実践の場で学んだ事項などの情報交換や指導など、総合的な事後学習を行い、学内での学習と臨地実習をより有効的に結び付け、知識と技術の統合を図ることとしている。

実習は3年次秋期の「精神保健福祉援助技術実習Ⅰ」から4年次春期の「精神保健福祉援助技術実習Ⅱ」へと深度を増し展開する。そのため、事前事後における指導は、それぞれの実習に対して設定する。

(1)「精神保健福祉援助技術実習Ⅰ」の指導内容

- ①精神保健福祉援助実習についての理解
- ②精神保健福祉援助実習の意義についての理解
- ③精神保健医療の法律を含む基礎的内容の復習
- ④精神保健福祉と障害者福祉の法律を含む基礎的内容の復習
- ⑤精神保健医療福祉の現状（利用者理解を含む）に関する基本的な理解
- ⑥実際に実習を行う施設・機関・事業者・団体・地域社会等に関する基本的な理解
- ⑦実習先で必要とされる精神保健福祉援助に係る専門的知識と技術に関する理解
- ⑧精神保健福祉士に求められる職業倫理と法的責務に関する理解
- ⑨実習における個人のプライバシー保護と守秘義務の理解（個人情報保護法の理解を含む）
- ⑩⑪「実習記録ノート」への記録内容及び記録方法に関する理解
- ⑫実習計画の作成
- ⑬巡回指導（訪問指導、スーパービジョン）
- ⑭実習記録や実習体験を踏まえた課題の整理と実習総括レポートの作成
- ⑮実習の評価全体総括会および報告会

(2)「精神保健福祉援助技術実習Ⅱ」の指導内容

- ①②精神保健福祉援助実習についての理解、意義についての理解
- ③④援助実習Ⅰにおける実習記録や実習体験を踏まえた課題の整理（自己の課題の整理）
- ⑤精神保健医療の法律を含む基礎的内容の復習
- ⑥援助実習Ⅰを踏まえた上での精神保健医療の法律を含む内容の復習
- ⑦精神保健福祉と障害者福祉の法律を含む基礎的内容の復習
- ⑧援助実習Ⅰを踏まえた上での精神保健福祉と障害者福祉の法律を含む内容の復習
- ⑨精神保健医療福祉の現状（利用者理解を含む）に関する基本的な理解
- ⑩実際に実習を行う施設・機関・事業者・団体・地域社会等に関する基本的な理解
- ⑪援助実習Ⅰを踏まえた上での施設・機関・事業者・団体・地域社会等に関する理解
- ⑫実習先で必要とされる精神保健福祉援助に係る専門的知識と技術に関する理解
- ⑬⑭援助実習Ⅰを踏まえた上での実習先で必要とされる精神保健福祉援助に係る専門的知識・技術
- ⑮精神保健福祉士に求められる職業倫理と法的責務に関する理解
- ⑯実習における個人のプライバシー保護と守秘義務の理解（個人情報保護法の理解を含む）
- ⑰「実習記録ノート」への記録内容及び記録方法
- ⑱実習計画の作成
- ⑲～⑳回指導（訪問指導、スーパービジョン）
- ㉑実習記録や実習体験を踏まえた課題の整理
- ㉒実習総括レポートの作成
- ㉓～㉔実習振り返り（個別）（集団）
- ㉕精神障害者のおかれている現状の整理と今後の課題
- ㉖精神科医療の現状の整理と今後の課題
- ㉗精神保健福祉と障害者福祉の現状の整理と今後の課題
- ㉘精神保健福祉士としての倫理の整理
- ㉙実習の評価全体総括会および報告会

(g) 教員及び助手の配置並びに巡回指導計画

実習担当教員 1 名を配置し、実習期間中の巡回指導計画については実習担当教員が実習施設の指導者と連携しながら行うこととしている。

実習期間中の巡回指導については、実習開始後、実習生全員に対し、概ね週 1 回の巡回指導を行うこととしており、巡回指導の際には、実習施設の実習指導者に対して、実習の実施における周知不足や不都合の有無、学生の実習態度、教育上の改善事項、日程や内容の確認、意見交換などを行うことにより、相互理解を深めることとしている。

(h) 実習施設における指導者の配置計画

実習施設における実習指導者の配置については、実習施設ごとに精神保健福祉士実習指導者の資格を有する者を配置するよう依頼している。

(i) 成績評価体制及び単位認定方法

臨地実習における成績評価については、予め定める実習評価基準に基づいて、実習担当教員が行うこととし、実習施設における実習指導者の評価及び出欠等の状況、実習記録（日誌）、実習後の報告書などにより、実習目標の到達度合に照らしながら、総合的な判断の基に評価を行い、単位の認定を行うこととする。

サ 企業実習や海外語学研修など学外実習を実施する場合は、その具体的計画

(a) 実習先の確保の状況

インターンシップを学士課程基幹教育の中のキャリア系科目の中核的科目として位置づけており、タイプによって「教育型、就業体験型、学生提案型」として展開し、学生の成長をサポートしている。

心理学部インターンシップ参加者推移（過去 3 年間）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
教育型	0 人	0 人	0 人
就業体験型	3 人	11 人	8 人
学生提案型	4 人	7 人	10 人

ツ 管理運営

(a) 教学面における管理運営体制について

教学面における管理運営は、部館長会、大学協議会、教授会、各種の委員会のもと、適切な管理運営に努めるものである。

教授会は学長、副学長及び本学の専任の教授、准教授、講師、助教をもって組織し、次に記載する重要事項を審議する。

- (1) 教授、准教授、講師、助教の資格審査、その他教員の人事に関する事項
- (2) 学則、規定に関する事項
- (3) 学科、課程に関する事項
- (4) 授業科目、担任、その他教授上重要な事項
- (5) 学生の学業成績に関する事項
- (6) 学生の入学、退学、休学、復学、転学、卒業に関する事項
- (7) 科目等履修生、聴講生、研修員に関する事項
- (8) 学生団体、学生活動及び学生生活に関する事項
- (9) 学生の賞罰に関する事項
- (10) その他大学の教育研究に関する重要な事項

但し、(1)に関する事項については、教授のみをもって組織する教授会において審議する。

また、教授会は、原則として月1回開催し、他に、学長又は副学長が必要と認めたとき、または、3分の1以上の構成員の開催要請があるとき、臨時に開催する。

(b) 教授会以外に関連する委員会とその役割

全学に関わる次の事項を調整・審議すると共に意思決定の迅速化を図るため、学長、副学長、大学院研究科長、学部長、図書館長、教務部長、入試部長、学生部長、キャリアセンター長、教育開発機構長、事務局長、事務部長、その他学長が指名した者をもって組織する大学協議会を置く。

さらに、大学協議会の運営・調整を行うとともに大学の管理・運営に係る方針を審議するため部館長会を置き、学長、学部長、各部長の意思疎通を図るものである。

テ 自己点検・評価

(a) 大学としての対応（実施方法、実施体制、結果の活用・公表及び評価項目等）

本学の教育研究水準の向上を図り、建学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検・評価を行う。また、その内容を公表することにより、活動状況を明らかにし、大学の存在意義を認められるようめざす。

① 実施方法体制・実施体制としては、

自己点検・評価を行う組織として、「自己点検・評価委員会」を「自己点検・評価委員会規程」に基づき設置し（小阪キャンパス教授会選出委員3名、関屋キャンパス教授会選出委員3名、及び、事務職員6名）、自己点検・評価項目の決定、作業の取り纏め、実施計画の策定をし、学長、副学長、学部長、各学科、各種委員会、大学事務局、法人事務局を含めた実施体制を整備し、自己点検・評価を実施している。

また、個々の教員の「教育活動」、「研究活動」、「社会活動」の点検を内容とする「大阪樟蔭女子大学教育・研究者総覧」の刊行、自己点検・評価（報告書の刊行）、第三者による評価を中心に自己点検・評価活動を行っている。

自己点検・評価委員会において、次の4項目に関して、認証評価機関による認証評価に向けて自己点検・評価を行う。

1. 使命・目的、教育目的
2. 学修と教授
3. 経営・管理と財務
4. 自己点検・評価

② 結果の活用・公表及び評価項目等

本学の教育活動・研究活動について「大阪樟蔭女子大学教育・研究者総覧」を平成17年度版から刊行し、全教員の略歴、所属学会、研究・教育活動、担当科目、業績を掲載し研究教育活動状況報告を行い、文部科学省、各研究機関、大学などに送付していたが、平成23年度からは、教員の研究業績を公開するシステムを導入し、毎年更新を行い情報の公開につとめるとともに、本学に蓄積された知的リソースの社会的還元に配慮している。また、具体的な研究活動の成果については、「大阪樟蔭女子大学紀要」を発行・配布しており、本学の自己点検活動の成果については「自己点検・評価報告書」においてまとめている。

ト 情報の提供

(1) 実施方法

大学が公共的な機関であり、その教育研究活動に関する情報を広く社会に提供することは、大学の責務と考えている。学科、専攻における人材養成に関する目的、その他教育研究上の目的について、学則及び規則等の適切な形式により定め、これを広く社会に公表するとともに、教育研究活動等の状況など大学に関する情報全般について、インターネット上のホームページや大学案内等の刊行物への掲載、その他広く一般に周知を図ることができる方法により積極的に提供する。

特に教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表することとし、その際、大学の教育力の向上の観点から、明確になるよう留意することとしている。

教育情報の公表については、そのための適切な体制を整えたうえで、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法により行うこととしており、現在、本学のホームページ「<http://www.osaka-shoin.ac.jp/univ/general/about/disclosure/index.html>」において、情報を公表している。

(2) 実施項目

以下の教育研究活動等の状況についての情報を公表する。

- ①大学の教育研究上の目的に関すること（建学の精神・教育理念、学部・学科毎の教育研究上の目的）
- ②教育研究上の基本組織に関すること（学部・学科・課程等の名称）
- ③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
- ④入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
- ⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
- ⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること（修業年限、修了・卒業要件、必要とする修得単位数、取得可能な学位・称号）
- ⑦校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること（所在地・アクセス方法、キャンパス並びに運動施設概要、課外活動の状況）
- ⑧授業料、入学金その他の大学が徴収する費用に関すること
- ⑨大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- ⑩その他（教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報、学則等各種規程、設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等報告書、自己点検・評価報告書、認証評価の結果等）

(2) 公表内容

教育研究活動等の状況についての情報を公表するに際し、以下の点に留意したうえで行うこととする。

- ①教育研究上の目的に関する情報については、学科、専攻ごとにそれぞれ定めた目的を公表する。
- ②教育研究上の基本組織に関する情報については、学科、専攻等の名称を明らかにする。
- ③教員組織に関する情報については、組織内の役割分担や年齢構成を明らかにし、効果的な教育を行うための組織的な連携を図っていることを積極的に明らかにする。
- ④教員の数については、学校法人基本調査における回答に準じ公表することとし、法令上必要な専任教員数を確保していることや男女別、職別の人数等の詳細をできるだけ明らかにする。
- ⑤各教員の業績については、研究業績等にとどまらず、各教員の多様な業績を積極的に明らかにすることにより、教育上の能力に関する事項や職務上の実績に関する事項等、当該教員の専門性と提供できる教育内容に関することを確認できるという点に留意したうえで公表する。
- ⑥入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者その他進学及び就職等の状況に関する情報については、学校法人基本調査における回答に準じ公表する。
- ⑦授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関する情報については、教育課程の体系を明らかにする観点に留意するとともに、年間の授業計画については、シラバスや年間授業計画の概要を活用する。
- ⑧学習の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定にあたっての基準に関する情報については、必修科目、選択科目の別の必要単位修得数を明らかにし、取得可能な学位に関する情報をあきらかにする。

- ⑨校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する情報については、学生生活の中心であるキャンパスの概要の他、運動施設の概要、課外活動の状況及びそのために用いる施設、休息を行う環境その他の学習環境、主な交通手段等の状況をできるだけ明らかにする。
- ⑩授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する情報については、学生寮に関する費用、教材購入費、施設利用料等の費用に関することをできるだけ明らかにする。
- ⑪学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する情報については、留学生支援や障害者支援等大学が取り組む様々な学生支援の状況をできるだけ明らかにする。
- また、在学生、父母、卒業生に対して、年1回発行する学園報「くすのき」により、大学の現状、教育・研究活動の報告、財務状況や将来計画等の説明を行っている。学内では各部局及び学生へ配布している。新たに設置する化粧ファッション学専攻においても、この方向をさらに推進したい。

ナ 授業内容方法の改善を図るための組織的な取組

大阪樟蔭女子大学が、多様な学生などの教育需要に応え、質の高い教育を提供していくためには、教育を行う教員の資質の維持向上を組織的継続的に図っていかねばならない。このことを踏まえて、大学の組織的対応として、授業の内容及び方法の改善を図るための研修および研究(FD)に取り組む。FDの取組は、本学FD・SD活動推進委員会が中心となり、全学的にFD組織の運営を図っていく。具体的な対応として、

(1) 授業開始前の対応

①教育研究上の理念・目的に係る研修

本学の専任教員および兼任教員が授業を行うに当たって、まず認識しておくべきことは、大学全体の理念や教育上の目的のもとに、学部の教育目的や育成する人材像があり、さらに、それらを具体的に実現するものとして、教育課程の編成や授業科目の開設を行っているということである。したがって、専任教員および兼任教員は、このような自らが担当する授業科目の位置づけを理解し、それを踏まえた上で、授業の内容及び方法を決定する必要がある。

そこで、授業を開始する前に、教員が大学および学部、学科の教育上の目的や育成する人材像について共通認識を持つことができるようにするため、組織的な研究・研修会を行う。

②各授業科目の教育目標等の周知・徹底のための研修

専任教員および兼任教員が担当する授業の内容及び方法を決定するために、各授業科目の教育目標や位置づけ、他の授業科目の授業内容や授業範囲などの接続関係について相互理解が必要なことから、各学科単位での研修会を行う。

③大学における教育制度の基本的な枠組みに関する研修

新人教員や実務家教員など、大学での勤務が未経験の教員等に対しては、大学における教育制度の基本的な枠組みを理解させるために、FD・SD活動推進委員会が運営する初任者研修を行う。

④シラバスに係る対応

本学では、すべての授業科目においてシラバスを作成することとするが、授業内容の質を高めるためには、シラバスの内容の充実を図ることが必要になることから、シラバスの記載事項や記載方法に関する一定の規則を整備している。

(2) 授業開始後の対応

①学生による授業アンケート

授業の内容及び方法の改善を図るためには、何らかの形で授業の評価を行う必要があり、その評価者としては、授業の内容及び方法の適否の影響を最も受けることとなる学生が適当であることから、学生による授業アンケートを実施することとする。

評価結果については、集計分析するとともに、分析結果について各教員にフィードバックし、各教員が授業の内容や方法の改善に役立てることができるようにする。また各教員の授業改善のヒントとなるように大学全体、学科ごとに分析された資料を作成し提供する。

②教員相互の授業参観と検討会

授業の内容及び方法の改善を図るためには、他の教員の授業を参観して、自らの授業の内容及び方法の改善に役立てることも有効であることから、教員相互の授業参観を行い、その後授業担当教員と見学者による対話の機会を設け、授業に関してお互いが熟達する機会を持つこととする。

(3) その他の研修および研究

①研究会等

F Dに取り組む必要性や重要性について全教員が共通認識を持つように、F Dに関する定期的な研究会等を開催する。

②意見交換や情報交換を行う場の設定

F Dへの取組がF D・S D活動推進委員会の内部にとどまることなく、他の教員も主体的に参加できるように、授業の内容や方法の改善方策についての意見交換や情報交換を行うための研修会を開催する。

③研究会、研修会等への教職員の派遣

他大学や学外の団体が主催する研究会や研修会などに積極的に教職員を派遣する。

④研究成果等の情報収集・周知

他大学における授業の内容や方法の改善に関する研究成果等の情報収集に努めるとともに、これらの情報を教員に周知する。

二 社会的・職業的自律に関する指導等及び体制

(1) 教育課程内の取り組みについて

社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を実践的に培うために2年次より「キャリア設計」、「キャリア開発」、3年次「キャリア研究」、「インターンシップ」の各科目を配置している。また、心理学を修め、社会の様々な領域で活躍している人材を毎回講師に招き、講義、施設見学などを行う「心理学の現場」においては就業の準備段階に必要な職業イメージの明確化を図り、一方「社会の中の心理学」では社会的課題の解決に心理学を活用するための実習を行う。また、社会福祉領域における就業を目指す者には1年次より精神保健福祉士関連科目の取得を勧め、卒業時に精神保健福祉士受験資格を得られるように指導する。

(2) 教育課程外の取り組みについて

平成23年より学科の学生を対象とした「ヤングアメリカンズ」のアウトリーチへの継続参加を行っている。これは、1962年、若者の素晴らしさを音楽によって社会に伝えようとアメリカ合衆国のミルトン・C・アンダーソンによって設立された非営利活動団体「ヤングアメリカンズ」による活動である。大学がワークショップの拠点となり、地域の子供たちと共に3日間で歌やダンスのショーを作り上げ、公演を行ってきた。異文化および地域の人々との交流を通して広い視野から自身の可能性に気づく機会となっている。

また、平成25年度に締結された門真市との包括協定および東大阪市との連携による、母子事業における子育て支援、教育領域における学習サポートなどの支援活動に参加することを奨励し、教員が指導に当たる。既に東大阪市の保健センターが主催する子育て支援事業の一つである双子・三つ子を妊娠中または育児中の親子を対象とした交流会（ツインズクラブ）において乳幼児の見守りや事業の補助を行う活動を開始するなど、授業内で習得した対人援助活動の実践の機会を通して自身の適性を知り、職業選択に活かすことができる。

(3)適切な体制の整備について

キャリアセンターが中心となって大学という学びの場から職業を得て社会に出ていく橋渡しの役割を果たす。年間を通じてキャリア関係の専門家を招くなど就職に必要な情報、スキルの習得を援助するのみならず、キャリアセンターのスタッフが3年生以上の演習の時間に学内外で活用できるキャリアナビの説明を行い、インターンシップに参加した学生たちの体験発表の場を設け、学科の教員と共にその内容を検討するなど、学外における活動と学内の教育課程との有機的な連携を図っている。